

# 平成30年度 第5回香取市農業委員会総会議事録

平成30年8月3日

8月3日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第5 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について

1. 出席委員は16名で、その氏名は下記のとおり

1番	松	枝	和	夫	2番	越	川	定	勝	
4番	寺	島	美	幸	5番	飯	森		孝	
6番	片	野	壽	夫	7番	海	老	澤	武	
8番	高	松	多	可	史	9番	鵜	澤	幹	司
12番	内	山	勝	己	13番	篠	塚	正	悟	
14番	高	木	甚	一	15番	伊	藤	は	つ	子
16番	高	木	重	樹	17番	伊	藤		寛	
18番	栗	林	利	男	19番	大	堀		潔	

1. 欠席委員3名、その氏名は下記のとおり

3番	富	澤	克	彦	10番	林		藤	江
11番	菅	谷	樹	雄					

事務局職員出席者

事務局長	藤	崎	弘	之	管理班長	高	岡		晃	
農地班長	林		光	夫	主	査	滑	川	典	文
主	査	高	橋	亮	太	郎				

開会 午後 2時58分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、16名です。

欠席委員は、3番 富澤克彦委員、10番 林 藤江委員、11番 菅谷樹雄委員です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成30年度第5回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、5番 飯森 孝委員、18番 栗林利男委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第5 報告第2号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成30年8月3日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページから8ページで、整理番号は1番から13番までです。

整理番号1番、譲渡人が農業経営廃止のため、譲受人が売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号2番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号3番および4番は関連案件であり、譲受人が新規に農業経営に参入するため、賃借権設定をするものです。

整理番号5番、7番、10番および11番は、親子間による使用貸借権の再設定です。

整理番号6番、親子間による農業後継者への贈与により所有権移転をするものです。

整理番号8番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号9番、譲渡人が農業経営廃止のため、譲受人が贈与により所有権移転を受けるものです。

整理番号12番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、賃借権設定をするものです。

整理番号13番、親子間による使用貸借権の設定です。

以上、13件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班 班長 篠塚正悟委員。

13番篠塚委員 第1班 事前審査会の報告をいたします。

去る、7月27日、金曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第1班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は13件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号について、整理番号3番および4番を除く案件については、農地法第3条第2

項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

また、整理番号3番および4番は、先ほど譲受人から営農計画等の説明を受けたところですが、営農計画の確実な実行を耕作確約書の添付をもって確約していることから、許可が妥当と判断をいたします。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続で取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向であり、譲受人は、自宅近辺の農地の取得および自己所有地に接続する農地の取得となることから、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番、3番、4番の3件について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、農地所有適格法人である譲受人が飼料用作物を必要とする養豚経営の安定化を図るため、農地を取得するものであり、譲渡人と協議が整ったため売買を行おうとするものです。

法人の組合員の営農状況や農作業計画、営農計画等も適正であり、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

先ほどの整理番号3番、4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、この整理番号3番、4番については、譲受人が同一であるため一括して説明いたします。

この申請は、先ほど申請者である譲受人より説明がありましたが、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営の基盤強化を図るため、これまで農作業の受託を受けてきた農地につ

いて、賃借権の設定を行い農業経営に参入するものであります。

通作距離は2.5キロ、通作時間は15分程度と支障ないと思われま

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号5番について、3番 富澤委員でございますが、本日欠席により、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読させていただきます。

整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、子に使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号6番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号7番、8番、9番の3件について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号7番について、香取推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、子に使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号8番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続で取得したものの遠隔地居住で農業を行っていないため、農地を処分したい意向があり、譲受人は自宅近くの農地を取得し耕作したい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号9番について、同じく五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続で取得したものの本申請地一筆しか所有しておらず、農業経営を行っておりません。農地を処分したい意向があり地元農家で兄でもある譲受人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号10番について、11番 菅谷委員ですが、本日欠席により事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読させていただきます。

整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、子に使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号11番、12番の2件について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号11番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、子に使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号12番について、ご説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営の基盤強化を図るため、譲渡人の農地へ貸借権の設定を行うものであります。

法人は、〇〇ヘクタールほどの耕作地を〇〇〇に有し露地野菜や〇〇〇〇〇〇栽培を行っております。

申請地では、さつまいも栽培を計画しております。

組合員の営農状況や農作業計画、営農計画等も適正であり貸借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号13番について、19番 大堀委員。

19番大堀委員 整理番号13番について、埴推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、子に使用貸借権の設定を行うものがあります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番越川委員 新規に参入した法人には、市からの補助金等ありますか。

事務局管理班長 新規参入の関係でございますが、既にこの場合ですと既存で法人側はできあがっております。新たに集落営農組織が新規参入として法人を起こしたのに対して、その設立に対しての準備の資金というものは補助金でございますが、このようなケースの場合は特段ございません。ただし、中間管理事業とか活用し、例えば〇〇のエリアの中で、この法人を担い手と位置づけて中間管理事業等活用した場合は、この法人に対していろいろな補助的な優遇措置がございます。

以上です。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 そのほか、質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。



事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成30年8月3日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは9ページから12ページで、整理番号は1番から12番です。

整理番号1番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に該当します。

整理番号2番、転用目的は中古車置場用地で権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は都市計画用途地域内の第一種低層住居専用地域のため、第3種農地です。

整理番号3番、転用目的は駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に該当します。

整理番号4番、転用目的は駐車場用地で権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第1種農地ではありますが不許可例外事由Iの住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

整理番号5番、転用目的は駐車場進入路で、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、第1種農地ではありますが、不許可例外事由Iに該当します。

整理番号6番および7番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は整理番号6番が所有権移転、整理番号7番が地上権設定です。

申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に該当します。

整理番号8番、9番および10番と整理番号11番および12番は、それぞれ同一事業です。転用目的は資材置場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第1種農地ではありますが、不許可例外事由Iに該当します。

以上、12件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 篠塚正悟委員。

1 3番篠塚委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は12件であります。

このうち、整理番号1番、2番および6番の案件については現地調査を行い、その他の案件については書類および写真等により審査を行いました。

最初に、書類および写真で審査した案件については、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件については、調査の結果から、他の農地に被害を及ぼす影響もなく、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所については、〇〇〇〇〇より〇〇〇〇方面へ約〇〇メートル行った所です。

譲受人は、〇〇〇に本店のある太陽光発電の関連事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し安定収入を得るために太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地は、埋立等を行わず整地します。

また、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地とは高低差がないため、土砂流出の影響は軽微であると考えられます。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、5番飯森委員。

5番飯森委員 整理番号2番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇〇の信号を〇〇〇〇〇〇方面に向かいまして、〇〇〇〇〇〇〇の少し手前の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の所を右折し、そこから〇〇メートル行った所をま

た左折し、そこから〇〇メートル行った先の右側です。

譲受人は、現在市内で〇〇〇〇〇・〇〇〇〇などを行う会社を経営しておりますが、今般〇〇〇〇〇〇を始めるため〇〇〇〇〇〇を確保する計画をしたものです。

申請地では埋立等を行わず整地します。

また、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地に対しては、既にコンクリート擁壁があり土砂流出を防止します。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号3番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず、場所ですが〇〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かいまして左手に〇〇〇〇〇〇〇〇がありますが、その〇〇〇〇〇〇〇〇の手前〇〇メートルほどの左に入る道路があるんですが、その道路を入れて右手に〇〇メートルほど行った右手になります。ちょうど〇〇〇〇〇〇の裏手になります隣接地でございます。

譲受人は、市内に本店のある農業経営の安定を図ることを目的とした共済事業を行う法人ですが、既存の従業員用・社用および来客用の駐車スペースに不足が生じているため、従業員用とする駐車場を確保する計画をしたものです。

申請地は、碎石で整地します。

また、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地との高低差がないため、土砂流出の影響は軽微であると考えられます。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号4番、5番の2件について、9番 鵜澤委員。

9番鵜澤委員 整理番号4番、5番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

なお、小倉推進委員さんとは、電話連絡のなか現場の確認を行っております。

場所でございますが、〇〇〇〇〇〇〇〇より〇〇方面に向かい一つ目の〇〇を右折、〇〇キ

口ほど行った左側が現場でございます。

譲受人は、現在隣接地において2世帯、家族7人で暮らしておりますが、今後新たに5台の車を利用することを予定しているところ、現状1台分の駐車場しかないため、必要台数分の駐車場を確保する計画をしたものであります。

申請地では、埋立等は行わず整地します。

用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地には、土留めを設けることで土砂流出の防止を図ります。

なお、申請地には既に砂利が敷かれているため始末書が添付されております。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号5番であります。

小倉推進委員さんと電話連絡等で現地調査を行ってございます。

場所につきましては、先ほどの整理番号4番と同じ場所でございます。

譲受人は、駐車場を整備する計画をしており、その駐車場への進入路を確保する計画をしたものであります。

申請地では埋立等は行わず整地します。

用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地には、土留めを設けることで土砂流出の防止を図ります。

なお、こちらの申請地にも既に砂利が敷かれているため始末書が添付されております。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番について、13番 篠塚委員。

1 3番篠塚委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇方面から〇〇方面へ向かいまして、〇〇〇〇〇前の〇〇を左折します。そこから〇〇メートル位直進した右側でございます。

譲受人は、申請地を有効活用し安定収入を得るため太陽光発電設備を設置する計画をしたものであります。

申請地では、埋立等は行わず整地します。

また、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はあり

ません。

なお、隣接農地には、土留めを設けることで土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番について、16番 高木委員。

16番高木委員 整理番号7番について、現地調査を菅谷推進委員と行った結果を説明申し上げます。

場所なんですけれども、〇〇〇〇号線〇〇〇方面に行きまして、〇〇〇〇〇〇の前を通過して、ずっと行きますと〇〇の地区になります。〇〇の地区の東側の〇〇を見るような斜面の一角でございます。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇に本店のある電気工事・太陽光発電の関連事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し安定収入を得るため太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立等は行わず現況のまま利用します。

また、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地には土留めを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号8番、9番、10番の3件については、私の案件ではありますが、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読させていただきます。

整理番号8番、9番、10番につきましては、関連案件ですので、一括して現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇を〇〇方面から〇〇方面へ向かい、〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇のある〇〇〇を左折し、そこから道なりに〇〇キロほど進んだ道路脇になります。

譲受人は、市内に本店のある農業関連事業・建築関連事業等を行っている法人ですが、需要の多い農業用貯水タンクをストックするため、本店の近隣地である申請地に農業用貯水タ

ンク置場を確保する計画をしたものです。

申請地では、埋立等を行わず整地します。

用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地とは高低差がないため、土砂流出の影響は軽微であると考えられます。

なお、申請地には既に碎石が敷かれているため始末書が添付されております。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号11番、12番の2件について、18番 栗林委員。

18番栗林委員 整理番号11番、12番につきまして、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

木内推進委員と電話連絡して調査をしております。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇を〇〇と〇〇のちょうど境目あたりに〇〇〇がありますが、〇〇〇のその反対側、ほぼ反対側ですね、そちらに位置しております。

譲受人は、市内で〇〇〇〇〇事業等を営んでいますが、現在借地にて利用している〇〇〇〇〇〇場用地が使えなくなるため、また新たに〇〇〇〇〇〇置場および〇〇〇〇〇〇置場を確保する計画をしたものです。

申請地では、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、隣接農地とはほぼ高低差がないため、土砂流出の影響は軽微であると考えられます。

なお、申請地には既に碎石が敷かれているため始末書が添付されております。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めらる。平成30年8月3日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。  
議案の概要を説明します。

平成30年度第5次農用地利用集積計画は、整理番号1番から4番で、ページは13ページおよび14ページです。

所有権移転が2件、9,575㎡で、このうち田が3,617㎡、畑が5,958㎡です。

次に、新規の賃借権再設定が2件、15,490㎡で、すべて田です。

以上4件の第5次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第3号 整理番号1番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号1番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号1番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第3号の1件を除く3件について、審議します。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第3号の1件を除く3件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第3号の1件を除く3件については、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第4 報告第1号から報告第2号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成30年8月3日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、1件です。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積



計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成30年8月3日提出、香取市農業委員会  
会長 伊藤 寛。

通知は1件で、中間管理権の解約に伴うものです。

以上です。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対  
しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時43分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人